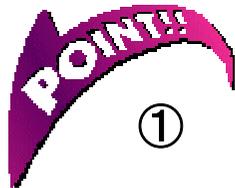


重要

産業廃棄物の処理を委託されている皆さんへ



産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況について
平成20年度から県への報告が義務付けられました。



産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは

排出事業者が他人に産業廃棄物の処理を委託する場合に必要な伝票のことで、排出事業者に交付の義務があります。



産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況報告とは

法律の改正により排出事業者に義務付けられたもので、県へ報告していただく内容は次のとおりです。（ただし、電子マニフェストにて交付したものは、報告する必要はありません。）

- | | |
|------------|--|
| 1 報告する者 | ▶ 全ての管理票交付者（排出事業者） |
| 2 報告の対象期間 | ▶ 前年度分（前年4月1日～報告する年の3月31日） |
| 3 報告書の提出期間 | ▶ 毎年4月1日から6月30日まで
※ 平成22年度の交付状況は、平成23年4月～6月の間に最寄りの総合事務所（裏面参照）へ提出しなければなりません。 |
| 4 報告内容 | ▶ 産業廃棄物の種類ごと、運搬先・処分先ごとに排出量、管理票交付枚数などを記載します。
※ 詳細は、裏面の記入例を御参照下さい。 |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第12条の3第1項

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬を受託した者に対し、産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

第12条の3第7項

管理票交付者は、報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。



産業廃棄物管理票交付義務違反

6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金



報告書記入例

様式第3号(第8条の27関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成〇〇年度)

平成〇〇年〇月〇日

鳥取県〇〇総合事務所長 様

報告者
住所 鳥取市〇〇町1丁目8番地
氏名 △〇商店株式会社 代表取締役 鳥取 太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 0857-〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称				△〇商店株式会社 鳥取工場		業種	食料品製造業		
事業場の所在地				鳥取市〇〇町3丁目88番地		電話番号	0857-〇〇-〇〇〇〇		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	汚泥	200	30	1234567890	××運輸(株)	鳥取市〇〇町1丁目345番地	31011234567	■〇環境(株)	鳥取市△△町2丁目123番地
2									



報告書提出先（お問い合わせ先）

東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176 TEL 0857-20-3669、3670	西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 〒683-0054 米子市鞆町1丁目160 TEL 0859-31-9351、9352
中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 TEL 0858-23-3148、3278	鳥取県生活環境部循環型社会推進課 TEL 0857-26-7684 FAX 0857-26-7563

鳥取県のホームページに本制度の概要、報告書様式を掲載しています <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45742>